（漁ろう作業）

第五十七条　船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　（略）

二　甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に墜落制止用器具又は作業用救命衣を使用させること。

三～八　（略）

九　ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣の裾等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとすること。

十・十一　（略）

２　（略）

（船倉内作業）

第六十六条　船舶所有者は、船倉内で作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に保護帽、滑り止めの付いた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二　（略）

三　床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所において作業を行わせる場合は、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずること。ただし、作業に従事する者に墜落制止用器具を使用させる場合は、この限りでない。

四　（略）

２　第五十一条の規定は、前項の作業を行わせる場合には、適用しない。

（着氷除去作業）

第六十八条　船舶所有者は、船舶の着氷の除去作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に保護帽、滑り止めの付いた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二　作業に従事する者に墜落制止用器具を使用させること。

三　（略）

２　第五十一条第二項の規定は、前項の作業を行う場合に、準用する。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第八十四条　登録タンカー安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

２　（略）

（漁ろう作業）

第五十七条　船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　（略）

二　甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。

三～八　（略）

九　ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとすること。

十・十一　（略）

２　（略）

（船倉内作業）

第六十六条　船舶所有者は、船倉内で作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二　（略）

三　床面から二メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所において作業を行わせる場合は、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずること。ただし、作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させる場合は、この限りでない。

四　（略）

２　第五十一条の規定は、前項の作業を行なわせる場合には、適用しない。

（着氷除去作業）

第六十八条　船舶所有者は、船舶の着氷の除去作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させること。

二　作業に従事する者に命綱又は安全ベルトを使用させること。

三　（略）

２　第五十一条第二項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第八十四条　登録タンカー安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

２　（略）